

シーニックバイウエイルート 募集要項

シーニックバイウエイ北海道推進協議会では、北海道固有の景観、自然、歴史、文化、レクリエーション資源等地域資源を最大限活用し、競争力のある美しく個性的な北海道を実現することを目的として、地域発案の下、地域住民等と行政が連携し、地域資源の保全・改善による「美しい景観づくり」、「活力ある地域づくり」、「魅力ある観光空間づくり」を行う「シーニックバイウエイ北海道」に積極的に取り組むルートの提案を募集します。

●募集の概要

- ①募集主体：シーニックバイウエイ北海道推進協議会
- ②募集対象地域：北海道全域
- ③募集期間：平成 17 年 3 月 11 日から随時受付
- ④指定時期：毎年 5 月上旬（※同年の 3 月上旬までの提案分について）

●応募条件

（１）提案者の対象

シーニックバイウエイ北海道の趣旨に賛同し、北海道内の任意の地域において景観その他の地域資源の保全・改善等に資する活動を行う複数の団体で構成される組織（代表者名にて提案）が対象です。ただし、特定の政治的及び宗教的信条に基づく活動を行う団体並びに暴力団その他の反社会的活動を行う団体を除きます。

（２）提案ルートの種類

①シーニックバイウエイルート

シーニックバイウエイ北海道推進協議会からシーニックバイウエイルートの指定を受けようとするルート（※基本的にシーニックバイウエイ候補ルートの登録を行っているルートが対象）

②シーニックバイウエイ候補ルート

シーニックバイウエイ北海道推進協議会からシーニックバイウエイルートの指定を受けることを前提として、今後、ルート運営活動計画の策定など積極的な活動を行っていかうとするルート

●シーニックバイウエイルートの提案にあたっての準備

（１）シーニックバイウエイルート

１）必要書類

- ①提案書（別添様式を参照）
- ②ルート運営活動計画
- ③対象市町村長の意見
- ④候補ルート登録時における付帯意見の対応表

2) ルート運営計画の記載事項

ルート運営活動計画には、以下の事項が記載されている必要があります。

- ①当該ルートの地理的範囲に関する事項
- ②当該ルートの愛称に関する事項
- ③当該ルートの特性と課題に関する事項／当該ルートの特性と課題について、他地域に比して優れた景観資源などが明記されているか。また、活性化に関する資源が整理されているか。
- ④当該ルートにおける活動団体が行う活動の現状に関する事項／当該ルートにおける活動の現状について、活動団体と活動状況がタイプ分類され、ルート運営のための活動実績等が明示されているか。
- ⑤当該ルートの基本方針に関する事項／ルートの基本方針について、大切にすべきイメージなどを含めて方針が整理されているか。
- ⑥当該ルートにおいて活動団体がこれから行おうとする活動に関する事項／当該ルート運営に関する事項について、活動プログラムおよびルート景観形成や地域資源の調査・保全・活用のための活動が明記されているか。

(2) シーニックバイウェイ候補ルート

1) 必要書類

- ①提案書（別添様式を参照）
- ②ルート運営活動計画の骨子

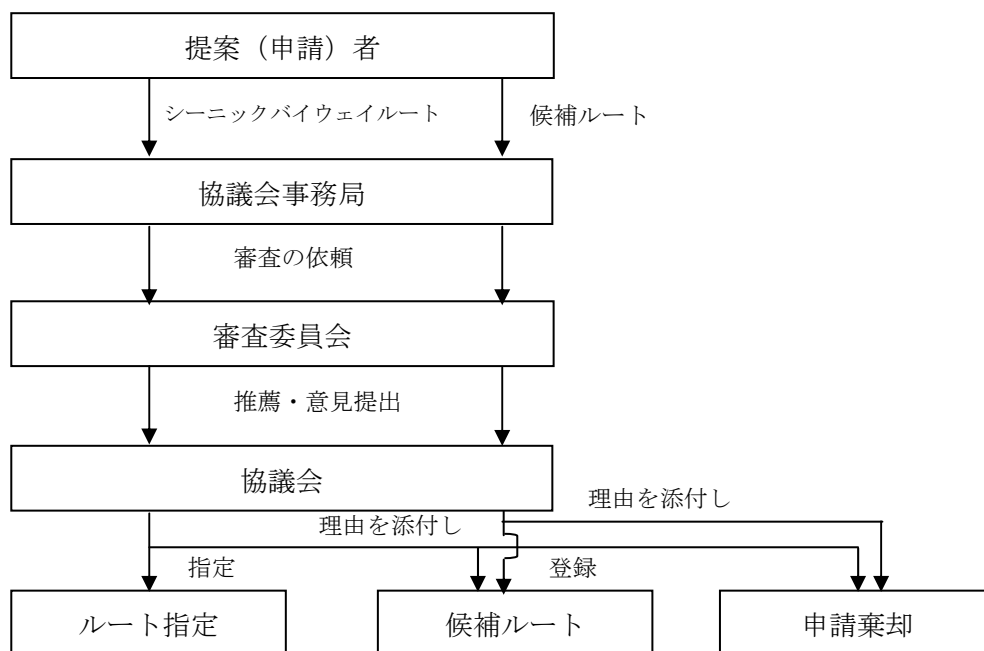
2) ルート運営計画の骨子の記載事項

ルート運営活動計画には、以下の事項が記載されている必要があります。

- ①当該ルートの地理的範囲に関する事項
- ②当該ルートの愛称に関する事項
- ③当該ルートの特性と課題に関する事項／当該ルートの特性と課題が、他地域に比して優れた景観資源などが明記されているか。また、活性化に関する資源が整理されているか。
- ④当該ルートにおける活動団体が行う活動の現状に関する事項／当該ルートにおける活動の現状について、活動団体と活動状況がタイプ分類され、ルート運営のための活動実績等が明示されているか。
- ⑤当該ルートの基本方針に関する事項／ルートの基本方針について、大切にすべきイメージなどを含めて方針が整理されているか。
- ⑥当該ルートにおいて活動団体がこれから行おうとする活動に関する事項／当該ルート運営に関する事項について、活動プログラムおよびルート景観形成や地域資源の調査・保全・活用のための活動が明記されているか。
- ⑦シーニックバイウェイルート申請に向けた今後の取り組みについて記載されているか。

●提案（申請）から指定までの流れについて

- ①提案（申請）者は、応募条件にそって提案書に必要事項を記入の上、協議会に提案書および必要書類を提出してください。特に、シーニックバイウェイルートへの提案（申請）については、基本的にシーニックバイウェイ候補ルートに登録されているルートが対象となっていますので注意して下さい。
- ②協議会事務局は、提案書および必要書類について必要な記載がなされているか確認の上、審査委員会に推薦の可否について審査を依頼します。
- ③協議会は、審査委員会からの意見を踏まえて、シーニックバイウェイルートの指定および候補ルートの登録の是非を協議し、シーニックバイウェイルートの指定、候補ルートの登録、提案棄却のいずれかの結果を公表します。候補ルートおよび提案棄却の場合には、その理由も公表します。



●シーニックバイウェイルートに指定後のメリット

（１）シーニックバイウェイルート

対象となる地域においてルート運営行政連絡会議が組織され、行政と連携した活動が速やかに実施することができます。

（２）シーニックバイウェイ候補ルート

ルート運営活動計画の骨子に記載された今後の取り組みに応じて各関係行政機関の支援が得られ、ルート運営活動計画の熟度を高めることができます。

●シーニックバイウェイルートおよびシーニックバイウェイ候補ルートについて

シーニックバイウェイルートの提案方法には2種類ありますので、それぞれの違いは、下表をご参考にしてください。

ルート種別	シーニックバイウェイルート	シーニックバイウェイ候補ルート
手続き	協議会に提案された後、審査委員会の意見を聴き、協議会がシーニックバイウェイルートの指定を行います。	協議会に提案された後、審査委員会の意見を聴き、協議会がシーニックバイウェイ候補ルートの登録を行います。
準備する書類	①提案書 ②ルート運営活動計画 ③市町村長意見 ④候補ルート登録時における付帯意見の対応表	①提案書 ②ルート運営活動計画の骨子 ※シーニックバイウェイルート指定に向けた取り組みの記載が必要
メリット	・行政と連携した活動が速やかに実施できる	・各関係行政機関の支援が得られルート運営活動計画の熟度を高めることができる

●活動の一例（主として地域住民のみなさんが行う活動）

本制度の趣旨に合致する事業なら何でも結構です。地域の個性を活かした活動を期待しますが、例えば以下のようなものが考えられます。

- ・道路の沿道での花植えや清掃活動など美化活動
 - ・景観調査などの実施と、それに基づく不要看板の撤去など沿道景観の改善活動
 - ・地域情報のホームページへの掲載や独自の出版事業など観光地づくりの活動
 - ・観光地における語学教育やホスピタリティの育成など人づくりの活動
- などの活動が行われてきました。

詳しくは、下記ホームページをご覧ください。

◇「シーニックバイウェイ北海道推進協議会」HP

<http://www.hkd.mlit.go.jp/sbh/>

◇有限責任中間法人シーニックバイウェイ支援センターHP

<http://www.scenicbyway.jp/>

●お問い合わせおよびお申し込み先

シーニックバイウェイ北海道推進協議会事務局

〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第一合同庁舎 代表電話 011-709-2311

国土交通省北海道開発局開発監理部開発調整課 調査専門官 （内線 5475）

建設部道路計画課 開発専門官 （内線 5357）